

支那事情研究會

特 255

414

昭和二年十二月

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
16 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



支那事
情研究

特 255

414

昭和二年十二月

最近支那事情研究

支那事情研究會

目 次

- 特255
414
- 第一 大連に堅實なる信託會社の設立に就て.....一
 - 第二 直隸省白河の状態に就て.....二
 - 第三 張作霖の昨今.....三
 - 第四 吳佩孚の自業自得.....四
 - 第五 天津とはどんな都市であるか.....六
 - 第六 我が對支輸出品に關する所見.....一四
 - 第七 輸出検査條例.....一八
 - 第八 最近支那變亂の概要.....二一
 - 第九 時局の一般的豫想.....二二

第一 大連に堅實なる信託會社の設立に就て



今や我が國民の大陸發展の止むべからざるは、今更喋々を要せざる所なると同時に之によつて
伴ふ施設の必要なるは亦論を待たずして明であるが、之に對する施設として見るべきもの
は一に南滿洲鐵道會社の存在するのみである事は聊か物足らなく感するのである。曩に獨
乙の山東經營に從事するや之に要せし資本として、其本國より持ち來りしものは幾何もな
く、多くは山東省民の預金を吸收して之を事業に投資したりと聞く、由來支那國民個人と
しては夫の金錢慾猛烈なるに基因して貯蓄心旺盛であるが故に、各個人の所有する金錢高
は決して尠しとせないのである。而かも最近に於ける政局の不安定に基き其生命財産の保安
を得るの方法に就ては、所有手段を盡しつゝあるのであるから信託會社にして一度堅實な
りとの定評を得んか、多數の預金者を得る事決して困難でない。今や支那本部は到る處不
安の空氣に満されて居るから安住の地として、富豪紳士連は遂次我が關東洲特に大連附近
に集中せんとするの形勢に導かれつゝあるから、今後に於て大連に堅實なる信託會社を設

立する事は單に金錢信託及び事業投資のみを目的とするも、有利に其經營をなし得る事を堅く信するものである。現に昨民國十五年夏以來支那本部の騒亂の爲大連の各預金銀行に預け入れられたる支那富蒙の預銀は、已に壹千數百萬元に達しありて今や金城銀行、交通銀行の兩行は既に其支店を設立し近く又滙業銀行も其支店を設立せんと企圖しある有様であるが、希くは我が有力銀行者連が協同して一大シンヂゲイトを組織し、一には滿洲及び北支那に於ける金融機關たらしめ以て満鐵と相並行して、我が國民の大陸發展に資せん事を望んで止まないのである。

第二 直隸省白河の状態に就て

予は最近十月上旬より同下旬に亘る間滿洲及び北支那を旅行したので、夫の天津の商埠地繁榮の元素たるべき白河の泥土埋沒の状態を現實に視察する事を得たのであるが、目下の支那の混亂せる政局と財政困難なる状態とは、到底此天然に打ち勝つて行く事は不可能であつて從つて今後多大の借款でも起して大規模の改修でもしなくては、天津港に從來の

如く船舶を幅狭せしむる事出來はないと思ふ。目下の處では吃水十呎以上の船舶は最早天津迄迴航する事は不可能と思はれた。以上の如くであるから天津には僅少なる小船舶のみ入港しありて、他は皆白河口の塘沽港に碇泊し此處に搭載揚陸をなして居る。現に予が同港を通過せし時は往復兩回共汽船二十二三艘碇泊しあるを目撃したのである、是を以て將來は天津の貿易商人は勢塘沽附近に其出店を持たねばならない事となるであらうから、同地は今後大に發展するものと見るのが至當である。況んや將來滄石鐵道の完成と共に其末點が塘沽の對岸の地區に設けらるゝが如き事になつたならば同地兩岸の地區は非常なる繁盛を見る事であらふ。

第三 張作霖の昨今

張作霖は今や北京に於て嚴重なる警戒の下に、大元帥府に收まつて隱然大總統氣分を以て得意満面の状態であるが、蓋し彼の年來の希望の一を達成した譯であらふ。彼は嘗つて其部下楊宇霆、諱麟春等の前で放言した事がある、即ち直隸の曹混爺でも一度は大總統た

り得たではないか、然らば我も亦一度は大總統たる事を以て何の差支があらふ、一度大總統となつて置けば我死しても大總統張公之墓と墓碑を刻まるゝではないかと、彼今や正に其目的を達したるに近く其得意や想ふべしであるが、民國有識の士は彼を評して曰く眞に學問のなき連中程困つたものはない、即ち自ら覺ると云ふ事が出來ないから前途は眞暗だ張氏は正に其一人であると此評果して適當であるか否やは讀者の判断に委す事となさん。

第四 吳佩孚の自業自得

天上天下唯我獨尊で曩に第一次奉直戦後に於ては今奈翁と迄歌はれた處の吳佩孚氏も第二次奉直戦にて蹉跌してより、續て失敗に失敗を重ねて遂に四川の落人となりて、昨今傳ふる處に依れば四川楊森氏の支持する處となりて僅に餘湍を保ちあるが如く、従つて到底捲土重來の意氣などを認むる事は出來ぬであらふが、扱て事の斯くなつて來た縁因に就て遡つて尋ねて見れば因果應報自業自得と見らるゝのである。蓋し第二次奉直戦に於て馮玉祥より寢返りせられて失敗せしは、正に其以前に於て其因を作りありしなり、即ち吳氏

は第一次奉直戦後當時陝西督軍たりし馮玉祥を河南督軍に榮轉せしむるや、馮玉祥の聲望一時旭日昇天の狀を呈せしかば吳佩孚は目の上のこぶとして間もなく其部下三師を率ゐて彼を北京に移駐せしめたる事が後日の禍となるの因を作つたのであると思ふ。蓋し亂世に於て政略上の重點に向け相當の兵力を持つて野心ある馮を移駐せしめたと云ふ事であるから、彼としては寧ろ後日事をなす爲に大に喜んだ事であつたらふ、吳氏としては實に先の見えないと云ふ誹りは免るゝ事は出來まい、若し此時に於て彼を北京に移駐せしむる事をしなかつたならば第二次奉直戦に於てあの様に容易に北京に入りて「クーデター」を行ふ事は出來なかつたであらふ、故に第二次奉直戦の失敗の原因は正に彼自ら招來せるものと云ふ事を得るであらふ。其後又十五年四月に於ける國民軍の驍將鹿鍾麟等か「クーデター」を實施して段執政を幽閉せんとして事成らず、遂に北京を捨て其軍を西方に退くるや討賊聯軍代つて北京に入り後段執政の復職せしに對し、吳は再び衛成總司令王懷慶に命じて間接に又も「クーデター」を實行せしめんとした事が忽ち段執政の知る處となり、遂に段氏は意を決して天津に去りて無政府狀態を現出し間もなく南方廣東の北伐軍の活動北進となりて

吳氏は西北方の作戦を指揮する能はざるの状態に導かれて南下となり止むなく西北方には張作霖氏に委する外なきに至りたれば北軍の實權は自然に奉天派に歸するに至り其後北伐軍と策應せる馮軍の西方よりの策動と共に吳氏は益々窮状に陥り南陽を経て四川方面に落ち延びる事となつたのは、其初め段氏をして北京を去るに至らしめたる爲南方派をして蹶起するの機會を與ふるに至つたのであつて、若し段氏にして執政府を復舊して關稅會議の結果を付けしめ、國民會議を開催するを得せしめたならば廣東北伐軍の北進も尙後日に延ばさるゝに至り其間に各種の對策を取つて今日の如く南北に亘り大騒亂を見る事がなかつたではなからふか。是を以て見れば民國騒亂の現時の如く大混亂を來たすに至りたる責任の大半は吳氏が之を負はねばならぬと思はるゝであらふと同時に彼の今日の悲運は正に自業自得の結果と見てもよからふ。

第五 天津はどんな都市であるか

天津は直隸省の東部に位置し上海を距る七百五十四哩、長崎を距る七百九十四哩、門司

を距る九百四十哩、白河口を距る三十七哩であつて白河に沿ひ北支那經濟の中心地として將た又支那第二の貿易港として有名である。此地は人口約壹百萬を有し又英佛伊日等の專管居留地があり、當今は外人が約壹萬貳千人位は居ると思ふ而して各國の人人が居るから全く世界を縮圖したと同様で何れの國の人も見られる、故に何れの國風も眞似が出来る俗に云ふ天津「ハイカラ」なる語は右故出來たこと、信する、此地外國租界は支那人の爲には其生命財產を保護するに最も安全なる地域であるが故に、事變により失脚したる人物は概ね此地の各國租界に逃げ込むことが例となつて居る。從つて支那朝野の有力者は大概此租界内に住宅を所有して居る様であるから、時として各國租界及特別區は支那政治上の陰謀策源地となり各國は尠からず迷惑を蒙る事がある、今試に各國租界に常住して居る重要人物を列舉して見れば左の如くである。

日本租界	前 執 政	段 棋 瑞
同	前駐日公使 前滙業銀行總理	陸 宗 興
同	前察哈爾都統	王 廷 楠

前參軍師長 前天津道尹
前邊防軍師長 前交通總長
前吉林省長 前吉林省長
前安徽督軍 前駐日代理人
現北京政府司法總長 前煙酒督辦
前京綏鐵路局長 前財政總長
前河南省長 前陸軍總長
前財政總長 前評政院々長
前大總統 前湖南督辦
同 前參議院議長
前農商總長 前大總統
前交通總長 前評政院々長
前河南督軍 前參議院議長
前內務曹長 前農商總長
前財政總長 前交通總長
前財政總長 前河南督軍
前奉天將軍 前內務曹長
同 同
（日本租界） にもあり
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
英國租界 同

曲 段 陳 曹 郭 張 莊 姚 姚 環 文 宗 汝 文 永 同 八
吳 李 玉 丁 姚 莊 張 郭 曹 陳 段 曲
光 思 印 士 國 環 文 宗 汝 文 永 同 八
新 浩 川 源 楠 震 珂 生 熙 霖 運 彬 豊
樂 鈴 浩 弧 熙 雄 芳 塗 鐸 齡 洪 昌 堯
敬 世 元 希 盛 國 鎮 冠 學 啓 思 錫 錫
九

前陸軍部尙書	同	現北京政府國務總理	前財政次長	前司法總長	前江西督軍	前天津海關道臺	前直隸省長	前兩廣巡閱使	前司法總長	同	伊國租界	佛國租界	同	同	同	同	同	同	同	
宗王龔張鮑玉張曹田孟袁錢揚	許周梁李朱陸朱蔡陳張潘靳鐵	(英國租界) にもあり	前財政總長	前中國銀行總理	前財政總長	前兩廣巡閱使	前直隸省長	前兩廣巡閱使	前司法總長	同	(英國租界) にもあり	伊國租界	佛國租界	同	同	同	同	同	同	
二則士心紹貴古懷汝中恩克能	世學啓士榮宗紹光耀雲	特別第一區 (舊獨乙租界)	前財政總長	前中國銀行總理	前財政總長	前兩廣巡閱使	前直隸省長	前兩廣巡閱使	前司法總長	同	(英國租界) にもあり	伊國租界	佛國租界	同	同	同	同	同	同	
久珍湛曾卿元芝霖玉遠定訓度	英嶺超偉深廷寶基遠曾復鵬良	前湖北督軍	前交通總長	前山東督軍	前吉林督軍	前交通總長	前參謀總長	前參謀總長	前交通總長	同	(日本租界) にもあり	前國務總理	特別第二區							
排日首領株	前黑龍督軍	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	前東清鐵道督辦	同	(日本租界) にもあり	前國務總理	特別第一區 (舊獨乙租界)							

以上の如くであるから苟も支那の政狀等を調査せんとせば、須く此地に永く滯留して各名士を訪問して所見等を究める事が大に必要であつて、寧ろ北京は舞臺であるが故に天津の此樂屋に於て化粧する處を見なければならぬ譯である。次に白河に於ける天津の繫船岸に付て、あるが、之には從來約貳千五百噸以内にして吃水約十三呎位迄の船舶が繫船する事が出來て、而して其出入船舶中最も多數を占むるものは日本船にして、之に次ぐは英國船で毎年大約總噸數參百五六拾萬噸の出入があつたが、最近白河の泥土埋沒し來りて吃水十呎以内の船舶でなければ天津迄通航不可能となつた事は由々敷大事であると思ふ。將來綏遠、甘肅、新疆、及び外蒙方面の奥地が開發せられ、豊富なる物資が搬出せらるゝに從つて白河の兩岸地區は工場地帶として漸次發達せらるべく、之と共に塘沽附近に於ける築港も亦勢大なる必要を見るに至るものと想察するに難くないのである。而して天津塘沽の兩地は恐らく將來市街を以て連絡せられ、恰も我が大阪、神戸間の夫の如くなる様に思はれる、此地には日本人の困るのは飲料水であつて白河の河水を清淨したるものを水道の設備により供給を受けるのであるから、之を九個位の沈澱池を通過せしめて澄ますのであつて、其水源地の設備は中々大規模なもので大に見學に値すると思ふ。今や綏遠鐵道が包頭鎮迄通じ今後此鐵道が黃河の流域に遡つて寧夏迄連結するに至つたならば、奥地の羊毛、獸皮、雜穀其他の貨物が此地に集積せられ逐年大都市と化することは疑ないと思はれる、況んや將來渣打鐵道の完成と共に山西方面より無盡藏なる石炭が搬出せらるゝに至つたらば、前述の如く白河口附近に大なる築港を見ねばならぬ事と信するのである。以上の見地により先年來天津海河工程局にては約參百萬元の經費を豫算して、白河口に約壹萬噸の船舶六七艘を繫船し得る如く築港を計畫しあると聞いて居るが、何れ近き將來に於て該計畫が實施せられねばならぬと思ふのである。此地には千九百年の義和團事變後翌千九百一年の議定書に基き日英米佛伊等の守備兵が駐屯して居つて、各其北支那駐屯軍の本部と主力を有して居るが、各國軍司令官の内日本軍司令官が首席であつて、事變に當つては各國軍の指導の任に當りつゝある、此地には直隸省長衙門があつて日本居留民は今や五千人以上居住して居り總領事館がある。日本租界は全く日本本國にあると何等心持が異つた事は

ない、此地の商賣は中々盛んであつて我が國の大會社は正金銀行、三井物産、大倉、三菱日本綿花、近海郵船、大阪商船、東洋拓植、正隆銀行等支店を置いて居るが、近來は變亂絶にざる爲兎角不況續きの様で此變亂の間合を見て機微の點を促へて、商賣を營む事に努力せねばならぬと思ふのである。以上の外此地には教育機關、衛生機關商業機關、言論機關、娛樂機關等にて備はつて居り何一つ不自由なる事はないが、遊覽所として見るべきものなく各國租界の狀況と李鴻章の廂位が唯一の見物場所であるから觀光團の連中には此地に永らく滯留する人がない。之を要するに北支那を知らんとせば先づ以て此地に於て充分に研究を進めなければならんのである。

第六 我が對支輸出品に關する所見

支那に於ける產業の勃興により我か對支輸出品の數量に増減を來すは理の當然であるが吾人は常に其狀況を悉知するを要すへきてある。試に今輸出各品に付て之を調査せば概ね次の如くであると思ふ。

一、海產物は品質を精撰して之を輸出するならば海岸線の少き支那に於ては永久に有望であると思はる。

二、砂糖は支那國民の生活向上と共に漸次其消費量を増加すべく將來益々之が製造法をを研究して有力なる地歩を占め得る事敢て難きに非ざるものと思はる。

三、麥酒は支那國內に遂年之か製造所増加し来る爲其輸出額漸次減少する傾きあるも之が精製法により優勝の地歩を占むる事敢て難きに非ざるものと思はる。

四、石炭は元來支那に豊富に產するのであるから之を本邦より輸出するは特殊の場合にして即ち變亂等の爲各炭田の輸送業濫滯せる時に起るべき一時の現象であると思はねばならぬ。

五、罐詰食物は支那國民生活の向上と相俟つて遂年其輸出額増加すべく將來大に活躍の餘地あると思はる。

六、鐵は精製品を以て歐米列國品に對し勝利を占めなば其需要漸次増加するものと思はる七、銅は優良品を製鍊して米國品に勝を占めなば其需要漸次増加するものと思はる。

八、木材中鐵道枕木は將來支那交通整理の爲多額の需要あるべきものと思はる。

九、紡績は優良なる細糸ものを製造する事に極力努力せねはならぬと思ふ、而して優良品は支那國民生活の向上と相待つて將來益々發展せらるべきものと信す、粗製品に至つては彼の國產增加により年々其輸出額を減少せらるものと思はる。

十、莫大小類は之が製造工業が支那各地に漸次發達して來て居るから年々我が輸出量が減少せられ行く様に思はる。

十一、絹織物は年々輸出量を減少しつゝある様に思はる。

十二、紙類は年々輸出量を増加し今後も尙活躍の餘地ありと思はる。

十三、燐寸及同材料は年々輸出量を減少しつゝあるは此等製造所が逐年支那國內に増加するのと其技術も亦進歩し來りつゝあるからであると思はる。

十四、母鄧鐵器は需用益々多く將來其輸出量を増加するものと思はる。

十五、硝子及同製品は年々輸出量を減少しつゝあるを技術進歩して優良品を製作せば將來も活躍の餘地大なるものと思はる。

十六、セメントは支那國內に該製造所が逐年増加する爲我が輸出額は年々減少する様に思はる。

十七、機械類中電氣機械は本邦品優良なるにより大に他國品に對抗するを得ると思はる。

十八、ゴム製品は支那國內一般に該製造所が段々増加する爲本邦よりの輸出は漸次減少せらるゝと思はる。

十九、陶磁器は本邦よりの輸出は漸次増加しつゝありと思はる。

二十、鈕釦は本邦よりの輸出は漸次増加しつゝある様に思はる。

二十一、時計は支那國內に製造所が段々出來るので本邦よりの輸出は漸次減少せらるゝと思はる。

二十二、學用器具は本邦よりの輸出漸次増加しつゝありと思はる。

二十三、賣藥の賣行は近年餘りよくない様であるが將來特に此が製造法と原料の精撰により大なる改良を加ふるの必要あるであろふと思はる。

二十四、洋傘は段々支那國民が西洋風に所謂ハイカラ風の流行するのが比較的に速かであ

るから其需用は逐年増加するものと思はる。

二十五、帽子は支那にて製作するもの漸次増加するので輸出量漸次減少するであろふと思はる。

二十六、石鹼は支那國民生活の向上と共に其需用近年著しく増加したるも近來自國產を以て外國品を驅逐するに至るであろふと思はる。

二十七、化粧用品は支那國民生活の向上に伴ふて近年著しく其輸入量を増加しあるも本邦品は粗製なるが爲之が輸出量は僅少であると思はる。

之を要するに吾人は將來中華民國に於ける産業の勃興を考慮せば疎離なる製品は之を同國產に委ね、我が製品は彼等生活の向上に伴ふ所の優良品の需用に應するの準備を要すると思ふ、從つて我が産業界に於ける目下の急務は極力各種製作品の工藝技術の進歩向上を計るにあるは疑ふの餘地あらざるものと思のである。

第七 輸出検査條例

北京政府農工部は去る十月廿二日の閣議を以て輸出牛羊毛皮及獸肉類の検査條例を決議し即日發布施行する事となりたるが、此検査條例の實施は我國同業者の利害に影響する點鮮くない、此條例發布の動機とも見るべきは遠く民國二年英國が支那畜產毛皮類の輸入に關し其取締を勵行するの表明を爲せる事及民國十一年米國が支那獸肉類の輸入禁止を爲し本年に至り再び其禁令を發布し、検査機關を通過せざる羊豕腸子類は本年十二月一日後一切其輸入販賣を禁止せる等天津、北京支那同業者の要求もあり今回遂に之を實施するに至りたるものにして、毛、皮、肉類輸出の多寡は支那畜產事業の前途に至大の關係を有するを以て茲に検査條例を發布し、一は國產品に對する對外信用を維持し兼て國內産業の發達を促進せしむると謂ふにある如く、其施行細別及其實施方法に就ては別に發布せらるべきも今左に該條例の譯文を掲載參考に供す。

輸出検査條例

第一條 農工部は毛皮肉類の輸出信用を維持し牧畜事業發展の見地を以て輸出港に毛皮肉類の検査所を設立し検査を實施す

第二條 凡輸出毛革肉類は豫め貨物名稱產地品質數量及輸出先を詳記し規定の用紙を用ひ検査所に提出し検査を請求す貨物の種類は施行細則を以て之を定む

第三條 凡毛革肉類は検査所の検査を經合格せる後輸出護照を發す

第四條 凡輸出の毛革肉類は検査所の鑑定により其物品が甚しく劣等にして國際貿易の信用を損するものありと認めたるものは輸出するを得ず

第五條 凡請求人が検査を請求する時は検査費及執照費を上納すべし検査費及護照費は施行細則に依り之を定む

第六條 本條例の検査執行に關し若し請求人が賄賂行使せるものあれば原價に照し其十分の一以上一倍以下の罰金に處す検査主管員か賄賂を收受要求或は豫約せるものあれば其職務先を免するの外法廷に交付し法に依り懲罰す

第七條 本條例第二條の規定に違反し或は検査後私かに物品を取り易へ及數量を増加するものは輸出を禁止す并に五十元以上五百元以下の罰金に處す

第八條 施行細則は別に之を定む

第九條 本條例は公布の日より施行す

第八 最近支那變亂の概要

十一月發行の本題に關する記述後の狀況を述べんに、南方に於ては十月下旬南京軍と武漢軍と會戰の結果湖南に退却するならんと豫期せられたる唐生智は遂に日本に亡命し、之と殆んど同時期に蔣介石は急に歸國して南方各派の結束を策するに至り、北方に於ては山西軍は漸次奉天軍の爲に壓迫せられて山西省内に退却せるも、獨り涿州にある守城軍は頑強に防戦して數回の攻撃を受くるも屈せずよく防守しあるは、支那軍としては眞に珍しき勇敢なる兵團であると思ふ。蓋し山西人の意氣たるや奉軍を擊攘するでなければ到底安寧を得る事出來ぬから、萬難を排しても張作霖を北京より追つ拂ふて仕舞はねばならぬと官民共に堅き決心を以て、今回の戰争に從事して居ると聞いて居るからであらふと想察するに難くないのである。以上の外馮玉祥軍は十一月中旬には山東軍を擊攘して、其一部は己に山東省西南部に進入したる外同下旬には主力を鄭州に集中して、其大部をして京漢線の正

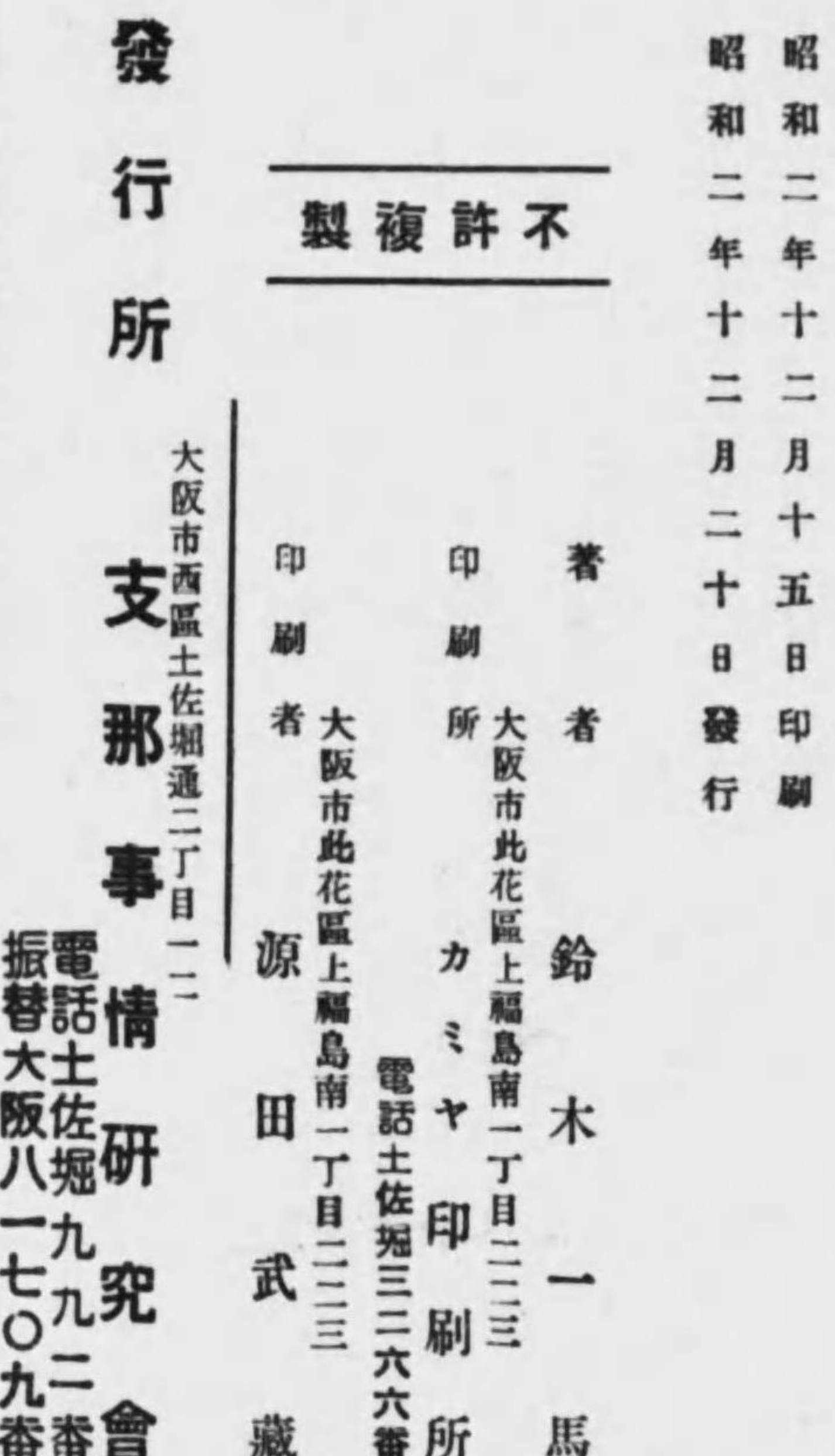
面へ向はしめ一部を以て山西軍を援助せんとなしあるの状況であると共に、今や蔣馮閻の三角同盟成立して此等の結束を固めて北伐を断行せんと企圖しあるが如く從つて今後南北兩軍の形勢が如何に導かるべきかは、遠睹する事は出来ないと思ふ。

第九 時局の一般的豫想

支那の事は毎々云ふ通り常識を以て考察を下す事は出来ない事が多いから、今みだりに将来を臆測する譯には行かぬが、予の見る所では此處暫くは目下の状態即ち南北對持の形勢を以て推移して居る内に、南方派が内訌をやめ大結束をなして北伐を決行して前回述べた如く、馮閻の兩軍をして北方の作戦を擔任せしめて積極的の行動に出で、委しく云ふならば馮軍は京漢線の方面を、閻軍は京綏線の方面を擔任して銳意奉軍を北京より驅逐する事を計り、同時に南京軍は山東方面の敵を牽制して馮閻兩軍の北進に策應して行動するに至るであらふと思はるゝのである。斯くして遂に明年即ち民國十七年の夏頃迄には南方派は直隸平野に進出して、奉軍は元の東三省に引込んで仕舞ふ様になつて、蔣馮閻の三頭委員

政治が現出して先づ直隸の以南に對して統一の形式を立て、以て國民會議を北京若くは漢口に召集して新憲法を制定し、茲に大總統を選舉する事になるではなからふか。而して總統に誰が選ばれる事であらふかを考察して見るのも趣味ある事と思ふのでかるが余の考では今日迄の経験としては蔣も馮も閻も共に未だ民國大總統として一足飛に選まる、譯には行くまい、どふしても中繼が必要となる然らば誰であふか、前大總統黎元洪氏は約法上尙八十三日總統としての任期が残つて居り、其人格才能共に決して新しき民國の元首として耻ぢざるべしと雖も、數度の出蘆と其下野とは今や大に其權威を損するものあるのみならず漸く安定の曙光を認むるに至るもの、尙時局多難の折からなれば時に快刀亂癪的の手腕計るも動く氏の性格として之を斷行するの意氣聊か乏しいではなからふか、殊に氏の爲にを要すべしもすれば其晚節を汚がす事になりはせぬかと思はれてならぬが、若し夫れ段祺瑞氏に至つては民國の大先輩であるのみならず其政治的手腕としても其人格経歴としても慥に新しき民國大總統として内外に對し貰目もあれば天下の輿望もあるは、近く民國十三年十一月氏が孫文、張作霖、馮玉祥氏等の切なる勧告により出蘆して、就任以來着々改善の

歩を進めありたるに見てもよく知る事が出来ると思ふ、况んや氏は民國六年の復辟に當りては、凶の爲共和制を擁護せし大元勳である事は、民國齊しく認めある所であるが故に新しき「國第一期の大總統」としては兎も角同氏を中繼として推戴するのが至當ではあるまい。



終

